

通常学級の担任に対する、障害のある子どもの教育的支援についての理解・啓発に関する研究

兵庫県立特別支援教育センター

平成 30 年度、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の地域実践研究事業「インクルーシブ教育システム構築の理解啓発に関する研究」の指定を受け、「通常学級の担任に対する、障害のある子どもの教育的支援についての理解・啓発に関する研究」をメインテーマとし、本研究に取り組んだ。県内の特別支援教育の現状を把握するため、アンケートを実施し、その結果を考察し、県下の特別支援教育の理解・啓発の充実を図ることとした。

1 本県の特別支援教育の現状

(1) 兵庫県特別支援教育第二次推進計画より

多様な学びの場における指導の充実

ア 通常の学級

小・中学校においては、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒への指導は、すべての児童生徒にとってわかりやすい授業につながるとの共通理解を図り、特別支援教育の視点によるユニバーサルな授業づくりを推進するとともに、児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり、学校づくりに努める。

イ 通級指導教室

児童生徒の実態把握にもとづき、短期的な目標、中長期的な目標を明確にするとともに、担任と通級指導担当教員が、優先的に取り組むべき指導・支援内容を共有するため、担任は、対象児童生徒の個別の指導計画等を作成する。

ウ 特別支援学級

特別支援学級担任は、障害の状態や学校生活での困難さを的確に把握し、在籍児童生徒の個別の指導計画等を作成するとともに、自立活動を適切に位置つけた教育課程の編成や年間指導計画に基づいた適切な指導を行う。

特に、自閉症・情緒障害学級においては、認知特性等を踏まえた対人関係スキルの習得をめざし、在籍児童生徒が持てる力を最大限伸ばす教育課程を編成し、自立活動の工夫を行う。

(2) 公立小・中学校の特別支援学級数（神戸市を除く） 【平成 30 年 5 月 1 日現在】

	弱視	難聴	知的障害	不自由 肢体	病弱	言語障害	情緒障害 ・ 自閉症	計
小	17	55	590	145	39	0	629	1,475
中	6	27	234	48	9	0	229	553
計	23	82	824	193	48	0	858	2,028

- 特別支援学級の学級数は平成 28 年 1924 学級、平成 29 年 1991 学級と増加するとともに、障害の状態が多様化する傾向がある。
- 特別支援学級の担任は、経験年数が浅い教員が多く、専門的知識が不十分であることが推察される。

(3) 公立小・中学校の通級指導教室数（神戸市を除く）【平成 30 年 5 月 1 日現在】

	難聴	言語障害	自閉症	LD、ADHD等	計
小	3	8	11	71	93
中	0	0	0	55	55
計	3	8	11	126	148

- 通級指導の教室数は、平成 28 年は 132 教室、平成 29 年度は 140 教室であり、増加傾向にある。
- 通級指導教室は、すべての市町において、小・中学校各 1 教室以上設置されている。

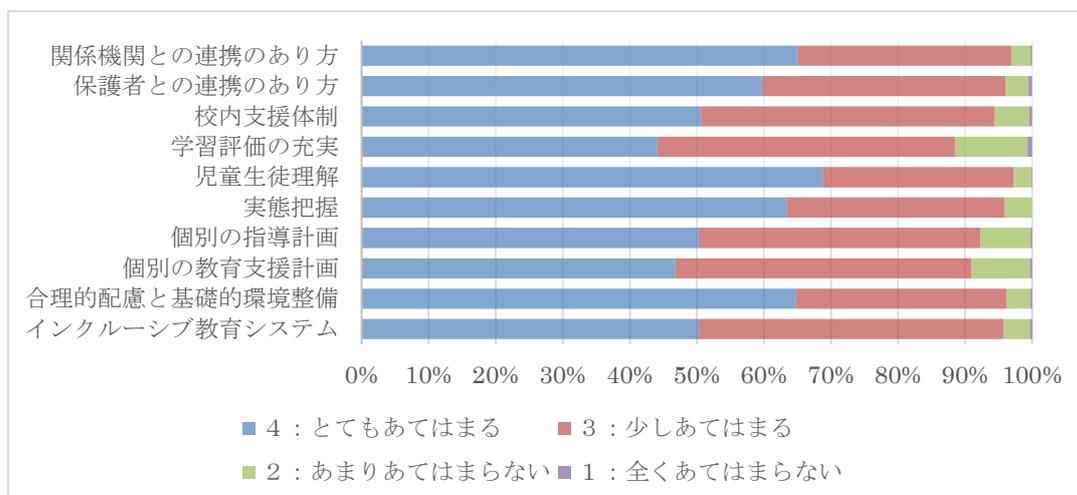
(4) 高等学校における通級による指導

兵庫県高等学校における通級による指導は、平成 30 年度、実践研究校を 9 校指定してスタートした。

このような現状を踏まえ、教職員のニーズを把握し、特別支援教育に関する情報の発信・提供の充実を図ることが必要であると考えた。そこで、小・中学校の教職員の指導資料としてハンドブックの作成をはじめ、当センターホームページによる情報発信等の充実を図ることとした。

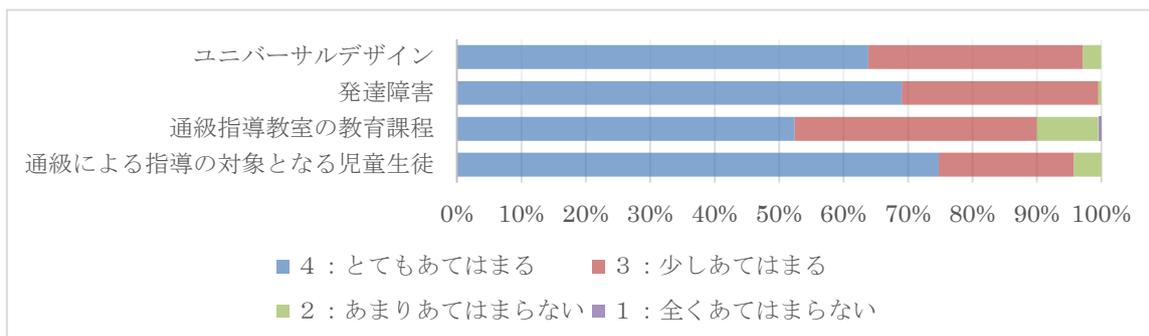
2 アンケートの実施

- (1) 目的 特別支援教育に関する情報発信のため、教職員の意識やニーズを把握する。
- (2) 対象 平成 30 年度 兵庫県立特別支援教育センター研修講座受講者 1142 名
(幼稚園 21 名、小学校 709 名、中学校 145 名、高等学校 44 名、特別支援学校 223 名)
- (3) アンケート結果
 - ア 特別支援教育全般について、学びたい・知りたいと思うこと (n=1142)



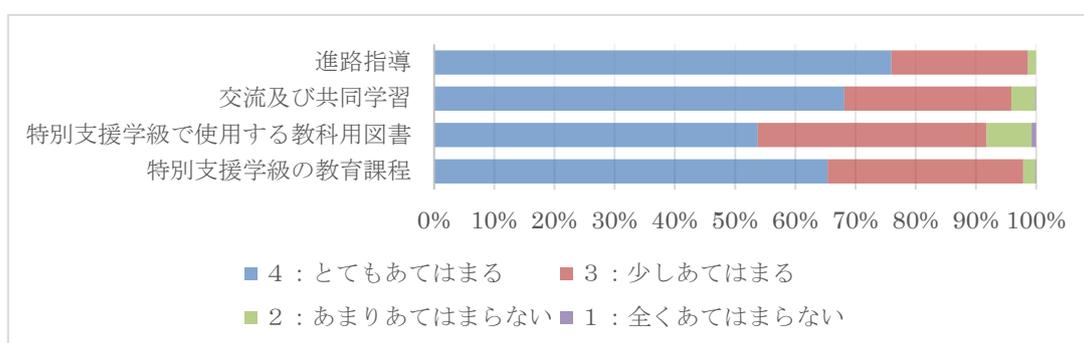
- すべての項目において、約 85%以上の受講者が学びたい・知りたいと回答している。このことは、特別支援教育の専門性や授業力が不十分であるという現状が推察される。

イ 通常の学級及び通級による指導の担当者が、学びたい・知りたいと思うこと (n=51)



○ すべての項目において、受講者の学びたい・知りたいニーズが高くなっており、指導力や、専門性が不十分である現状が推察される。

ウ 特別支援学級の担当が、学びたい・知りたいと思うこと (n=661)



○ すべての項目について、学びたい・知りたいと回答した受講者が多い。

3 兵庫県立特別支援教育センターの取組

(1) 研修講座の充実

「兵庫県教員資質向上指標」に基づき、キャリアステージに応じて、教職員が自らの資質能力や専門性を向上させる一助となるような研修講座を計画的・系統的に実施し、特別支援教育の一層の充実を図った。

- ア 「新任特別支援学級担当教員等研修」「通級指導教室担当教員等研修」「リーダー研修」など、職務に応じた担当者研修を実施した。
- イ 「インクルーシブ教育システム構築研修」「発達障害教育研修」など、各校園所のすべての教職員を対象とし、受講者の希望に応じた研修を実施した。
- ウ 「講師派遣研修」「マイプラン研修」など、要請に応じて講師を派遣したり、当センターの施設等を活用したりして、自主的に行える研修を実施した。

(2) ホームページの充実

特別支援教育に関する情報をいつでも得ることができるホームページとなるよう、平成 30 年 4 月に全面改訂し、内容の充実を図っている。

- ア 「今月のなるほど」…特別支援教育に関する様々な情報を毎月掲載している。
- イ 「動画配信講座」…自己のニーズに応じ、いつでも学べるようインターネットによる講義を配信している。

(3) 「小学校・中学校教職員のための 特別支援教育ハンドブック」の作成

特別支援教育のことを学びたい、知りたいと願う先生方が、いつでも手にとって見ることのできる、指導資料としてハンドブックを作成した。通常の学級の担任、通級による指導の担当者、特別支援学級の担任として、これだけは知っておいてほしい内容及び、アンケートの結果をふまえて目次を設定し、活用しやすいように、Q&A形式とした。

また、当センターのホームページに掲載し、いつでもダウンロードして見ることにできるようにした。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~tokucen-bo/>



兵庫県立特別支援教育センター

4 ハンドブックの活用のしかた

1 特別支援教育とは

第1章

Q1 特別支援教育の理念について教えてください。

第2章

A 学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、「特別支援教育」が位置付けられました。

第3章

障害があることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちがいます。その子どもたち、一人一人の障害の種類や程度などに応じて、特別な支援の下に、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導において、個に応じた適切な教育を行う必要があります。

第4章

特別支援教育は、特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級に在籍する発達障害のある子どもたちを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校園において実施されるものです。

第5章

障害のある子どもたちが自立し、社会参加に向けて必要な力を培うためには、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するとともに、個に応じた適切な指導及び必要な支援が必要です。

参考資料

関連サイト：●文科省「学校教育法の一部を改正する法律」（平成19年4月1日）
http://www.mext.go.jp/0_menu/houan/kakutei/06040615/06061610/002

関連サイト：●文科省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）
http://www.mext.go.jp/0_menu/kakusho/nc/07050101.htm

学びたいこと・知りたいことがすぐに分かるよう、Q&A形式で記述している。Qの内容を目次で確認して、該当ページを開く。

根拠となる法令や学習指導要領の内容は「」で引用し、これだけは知っておいてほしい基礎、基本的な内容を記載している。

さらに詳しく知りたい場合など、参考になる関連サイトのURLを掲載している。

5 おわりに

兵庫県の特別支援教育に関する情報は、「まずここを見よう！」となるようなホームページの充実、いつでも手にとって見ることのできる冊子の作成など、今後も、通常学級の担任をはじめ、すべての教職員

が障害のある子どもの教育的支援について学ぶことができるよう、内容の充実を図る。